

岩手県告示第 308 号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第 1 に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの(平成 20 年岩手県告示第 248 号)の一部を次のように改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
環境生活企画室	<u>安全安心まちづくり活動費補助</u>	環境生活企画室	<u>電源立地地域対策交付金、住宅用太陽光発電導入促進費補助</u>
環境保全課	<u>公衆浴場施設設備改善費補助、生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助、広域的水道整備促進費補助、簡易水道等施設整備費補助、休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助及び環境創造資金利子補給補助</u>	環境保全課	<u>土地取引届出勧告事務費交付金、遊休土地利用促進事務費交付金、休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助及び環境創造資金利子補給補助</u>
資源循環推進課	<u>産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助、産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助及び財団法人クリーンいわて事業団施設整備費補助</u>	資源循環推進課	<u>産業・地域ゼロエミッション推進事業費補助及び産業廃棄物処理業者育成センター運営費補助</u>
資源エネルギー課	<u>土地取引届出勧告事務費交付金、遊休土地利用促進事務費交付金及び電源立地地域対策交付金</u>		
青少年・男女共同参画課	[略]	青少年・男女共同参画課	[略]
		県民くらしの安全課	<u>市町村消費者行政活性化事業費補助、公衆浴場施設設備改善費補助、生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助、広域的水道整備促進費補助及び簡易水道等施設整備費補助</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。